

建築防災計画指針の原点に立ち戻って考える

小林 恭一

東京理科大学大学院 国際火災科学研究所教授

建築基準法が性能規定化されてから 15 年になる。「設計の自由度が増し技術開発が進む」と期待された待望の改正だったが、昨今、その弊害を耳にすることが多くなって来た。

その一つに、「避難安全検証法に適合していれば、どんな計画でも一定の仕様書規定が適用除外になるのが恐い」というのがある。性能規定化された建築基準法令しか知らない若い世代が増え、「建築防災計画指針」をバイブルのようにして育った世代から見ると、防火・避難に関する「計画」という発想が全くない建築でも規制が緩和されてしまうので、危なくて見ていられない、ということのようだ。

「建築防災計画指針」は昭和 50 年に刊行され、その後数次にわたって改訂された。初版刊行当時は、高層ビルや地下街が続々と建設され始める一方で死者 100 人を超すビル火災が相次いでおり、そのためビル火災の態様や火、煙、避難時の人間の挙動などについての解明が進み、それら科学的知見に基づき建築基準法令や消防法令が改正を重ねていた時代だった。今の防火関係法令の原型は、この時代に確立されたと言ってよい。

だが、当時の関係者は、「法令基準で安全対策を全て書くことはできず所詮は「点」。点と点の隙間で火災が発生し惨事になることもある。設計者が自ら火災に対する科学的知識を持ち、自分が設計する建築物の防火や避難を確保する方法を「建築防災計画」として具体化し、それに基づいて計画、構造、設備の全ての面を総合して安全対策を講じなければ、眞の安全は確保できない。それには、現時点での日本の防火関係者が到達した知見を教科書のよう形でまとめ、広く建築や防火の関係者に学んでもらう必要がある。」と考え、この指針を作ったと聞く。刊行には当時の建設省、消防庁、東京消防庁が協力し、執筆陣にはそうそうたる研究者が名を連ねた。

避難安全検証法の元になった避難計算の考え方なども初版からこの指針に載っている。ただしそれら

は、防火・避難計画作成の一環として、建物全体としての避難がうまくいかどうかをチェックするためのツールとして位置づけられていた。現行建築基準法のように、検証法に適合することが全て、というものではなかったのである。

その後、建築防災計画指針は建設省の総合技術開発プロジェクト「建築物の防火設計法の開発（昭和 57 年～ 61 年）」の検討成果等を活用して「新・建築防災計画指針（昭和 60 年）」へと進化し、建築基準法 38 条を適用した新しい発想の建築物が多数建築される基礎となった。38 条の適用にあたって重視されたのが建築物の防火避難性能を総合的に考える建築防災計画だった。

38 条を適用した建築物が多数建築されることによって得られた知見をもとに第二総プロ「防・耐火性能評価技術の開発（平成 5 年～ 10 年）」が進められ、その成果を活かす形で平成 10 年に建築基準法の性能規定化が行われた。だが、性能規定化された建築基準法では個別の性能の検証法が羅列されるばかりで、何故か総合的な「建築防災計画」は求められることはなく、挙げ句の果てに 38 条も廃止されてしまった。

「防火避難対策は計画・構造・設備の総合計画であるべき」と考えて作られた建築防災計画指針から進化した避難安全検証法が、総合計画を不要としてしまったのは皮肉としか言いようがない。

建築防災計画指針で育った世代は、「避難安全検証法に適合すればよい」と割り切るには不安があるため、社内で「防火・避難に関する計画」という観点からチェックを行っていると聞く。だが、そうした世代は次第に退場し始めている。「建築防災計画指針」の原点に立ち戻り、性能設計をする場合には、その建物の防火と避難をどのようにして担保するかを具体化した「建築防災計画」を必ず作るべし。そんな制度設計を考えるべき時期に来ていると思う。